

国土交通省半島振興対策の推進における美食半島ロゴ使用許可取扱要領

第1条【趣旨】

この規約は、半島のブランド化推進の事業理念（第2条）に賛同し、美食半島ロゴマーク（以下ロゴマーク）を使用する際に必要な事項を定めたものです。

第2条【事業理念への賛同】

半島のブランド化推進が掲げる事業理念は以下の通りです。

食料の安定的な供給等我が国の重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域について、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別な措置を講ずることにより、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上、半島地域における定住の促進及び半島防災の推進を図ること。

第3条【使用料】

ロゴマークの使用は、美食半島サイト（<https://hanto-shoku.com/>）に掲載している事業者もしくは、23の半島振興対策実施地域（22道府県、194市町村）の自治体が無料で使用できる他、国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室が認めた場合、無料で使用が出来ますが、ロゴマークを貼付しての販売（第5条（2））に関しては、別途『美食半島 ロゴ使用申請』を提出すること。

第4条【申請】

ロゴマークの使用は、申請をもってロゴの活用ができるものとする。国土交通省の許可が必要なものではありません。

ただし、申請内容が適していないと国土政策局地域振興課半島振興室長が判断した場合は使用の停止を求める場合がございます。

使用者は別紙申請書（様式1）に必要事項を記載いただき国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室までメールにて申請してください。また変更があった場合は（様式2）に必要事項を記載いただき国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室までメールにて申請してください。

- ・申請日（本申請をする月日）
- ・申請者（法人の場合は、法人名、及び担当者名、自治体の場合は部署及び担当者名）
- ・連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- ・使用期間（使用期間の記載とともに更新の有無に関しても併せて記載すること）
- ・使用用途（できるだけ詳しく記載すること）

- ・使用媒体（使用した際にサンプル（もしくは画面キャプチャ等を後日国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室へ送付ないしメールすること）

第5条【使用範囲】

本ロゴマークが使用できる例は下記の通りです。

使用範囲が不明の場合は、都度国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室へご確認ください。

- (1) 事業者や自治体のHPや宣伝物
- (2) 事業者の商品や事業者と連携して開発した商品
- (3) 美食半島の広報活動として利用する宣伝物（WEBサイト、ポスター、チラシ、販促物）
- (4) その他、別途事務局と協議し認められたもの

- ・本登録商標は日本国内で保護されるものであり、日本以外での使用に関しては別途国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室へ相談すること

第6条【使用に関する権利】

ロゴマークの使用に関する一切の権利は、国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室に帰属します。

第7条【使用者の義務】

使用者は、関係法規、本規約を遵守するとともに、半島のブランド化推進の趣旨（事業理念）、イメージを損なうことがない様に細心の注意をはらい、損なう一切の行為を行わない義務を負います。

第8条【使用禁止事項】

以下の様なロゴマークの使用は禁止とします。

- ・個々の商材／商品、成果物や、使用者が提供するサービス、その他企業、団体の活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものへの使用。
- ・法令や公序良俗に反すると認められる使用。
- ・事前申請をしていない媒体、イベント等への使用。
- ・他の企業、団体、商品及びサービスや他人を誹謗中傷する様な使用。
- ・商標登録区分（7区分/後述）以外での使用

第9条【免責】

国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室はロゴマークの使用の認可のみであり、ロゴマークを利用した商品、サービス品質等の保証責任を負わないものとします。

第10条【個人情報の取り扱い】

ロゴマーク使用申請の際に取得する申請者の個人情報については、国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室『個人情報保護方針』に基づき適切に管理致します。

第11条【管轄裁判所等】

本規約に関する一切の紛争については、訴額により東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【商品及び役務の区分並びに指定商品または指定役務】

第29類 菓子(肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。),食用油脂,乳製品,食肉,卵,食用魚介類(生きているものを除く。),冷凍野菜,冷凍果実,肉製品,加工水産物,加工野菜及び加工果実,油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳,豆腐納豆,加工卵、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ、なめ物,豆

第30類 食品香料(精油のものを除く。),茶、コーヒー、ココア、菓子(肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。),パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ・ミートパイ、調味料、香辛料、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、コーヒー豆,穀物の加工品・チョコレートスプレッド、ぎょうぎ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当,ラビオリ、イーストパウダーこうじ、酵母、ベーキングパウダー、即席菓子のもと、パスタソース,食用酒かす,米,脱穀済みのえん麦,脱穀済みの大麦、食用グルテン,食用粉類

第31類 生花の花輪,釣り用餌、ホップ,食用魚介類(生きているものに限る。),海藻類,野菜,糖料作物,果実,麦芽,あわ、きび、ごま、そば(穀物)、とうもろこし(穀物),ひえ、麦、米,もろこし、飼料,種子類,木,草、芝,ドライフラワー,苗,苗木,花,牧草,盆栽,獣類・魚類(食用のものを除く。）・鳥類及び昆虫類(生きているものに限る。),蚕種,種繭,種卵,漆の実、未加工のコルク、やしの葉

第32類 ビール、清涼飲料,果実飲料,飲料用野菜ジュースビール製造用ホップエキス、乳清飲料

第33類 清酒,焼酎,合成清酒,白酒,直し、みりん、洋酒、果実酒,酎ハイ,中国酒,薬味酒

第 35 類 広告業,トレーディングスタンプの発行、経営の診断又は経営に関する助言、事業の管理,市場調査又は分析,商品の販売に関する情報の提供、職業のあっせん・競売の運営,輸出入に関する事務の代理又は代行新聞の予約購読の取次ぎ、速記,筆耕,書類の複製、文書又は磁気テープのファイリング、コンピュータデータベースへの情報編集,電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作建築物における来訪者の受付及び案内,広告用具の貸与、タイプライター・複写機及びワードプロセッサの貸与、消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供、求人情報の提供,新聞記事情報の提供,自動販売機の貸与,飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、茶・コーヒー及びココアの small 又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供,加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、花及び木の small 又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

第 43 類 宿泊施設の提供、飲食物の提供、会議室の貸与、展示施設の貸与